

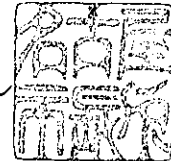
行政文書非公開決定通知書

4 健障企 第 364 号
令和 4 年 8 月 4 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 7 月 21 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	令和 4 年 4 月 8 日に開催された「名古屋市障害者団体連絡会」で話された内容がわかるもの (令和 4 年 4 月 12 日 名古屋市会経済水道委員会説明資料を除く)
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成しておらず不存在であるため、非公開とします。
備考	＜決定を行った所管課・公所＞ 健康福祉局障害福祉部障害企画課 TEL 052-972-2585

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。